

発行所  
長野県保険医協会  
〒380-0928 長野市若里 1-5-26  
電話 026-226-0086  
FAX 026-226-8698  
E-mail office@nagano-hok.com  
年間購読料 3,600 円  
会員の購読料は会費に含まれています



2025 年（令和 7 年）4 月 5 日  
No.530 （毎月 1 回 5 日発行）  
（1990 年 6 月 22 日第三種郵便物認可）  
**主な記事**  
フリーランス新法／乳腺外科医裁判判決…  
2 面、子ども医療費の拡大／医科厚労省懇  
談…3 面、ホームページ掲載事項…4 面

## 【要確認！】院内掲示事項 6 月以降はウェブサイト掲載も必須

経過措置とされていた、施設基準や療養担当規則等による院内掲示事項のウェブサイトへの掲載が 6 月 1 日から義務化される。

厚生労働省令や療養担当規則等で、院内掲示だけでなくウェブサイトへも掲載が必要とされるのは、①保険医療機関である旨、②入院基本料に関する事項、③厚生局へ届け出た事項、④明細書の発行状況に関する事項、⑤保険外負担に関する事項等（保険外併用療養費、特別メニュー、療養の給付と直接関係のないサービス等の費用徴収等）。

また、上記のほかに、施設基準や点数表の算定要件として、院内掲示すべき内容が具体的に定められている項目（例えば、明細書発行体制等加算を算定する場合は明細書を無料で発行している旨を掲示する）があるが、これら

の中には、同様の内容についてウェブサイト掲載も求められるものがあるため、対象となる点数項目を一覧表にまとめた。一覧にある点数を算定している場合は、上記①～⑤に加えて、ウェブサイトへの掲載事項があるので留意されたい（汎用点数については掲載すべき内容を 4 面で解説している）。

なお、ウェブサイト掲載の義務化対象となるのは自ら管理するホームページを有する医療機関。該当する医療機関においては 5 月末までに対応が必要となる。自ら管理するホームページ等を有さない場合は、院内掲示・書面掲示のみで良いこととされている。

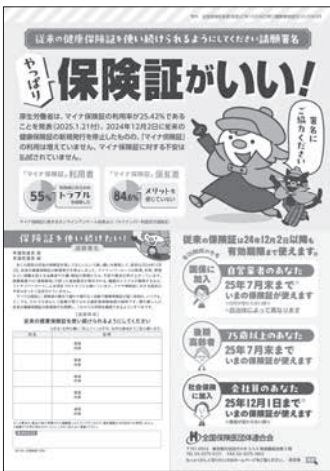
また、介護報酬制度においても 2025 年 4 月よりウェブサイト（法人ホームページ又は介護サービス情報公表システム）への掲載が義務化されているものがある。

## 従来の保険証を使い続けられるようにしてください！ 請願署名にご協力をお願いします

現在使用可能な健康保険証は、遅くとも 12 月 1 日で使えなくなります。後期高齢者医療制度や国保へ加入中の方はさらに早い 7 月 31 日で使えなくなり、健康保険証の新規発行はされません。マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない

人には保険者より「資格確認書」という健康保険証に代わるものが交付されますが、利用登録済みの人への交付は義務とされていないため、何を提示して受診すればいいのかわからなくなる患者さんや、施設でマイナ保険証を預かってもらえず受診しにくくなる施設入所患者さんが出てくるかもしれません。

「やっぱり今まで通りの保険証がいい！」そう国へ声を上げていきませんか。本紙に署名ハガキ付チラシを同封していますので、ぜひご協力をお願いします。



### 【医科】施設基準や算定要件によりウェブサイト掲載が必要な項目

- ・ A000 初診料・A001 再診料・A002 外来診療料の「情報通信機器を用いた診療」
- ・ A000 初診料の「機能強化加算」
- ・ A000 初診料・A001 再診料・A002 外来診療料の「医療情報取得加算」
- ・ A000 初診料の「医療 DX 推進体制整備加算」
- ・ A001 再診料の「明細書発行体制等加算」
- ・ A001 再診料の「地域包括診療加算」
- ・ B001・22 がん性疼痛緩和指導管理料の「難治性がん性疼痛緩和指導管理加算」
- ・ B001-2-5 院内トリアージ実施料
- ・ B001-2-9 地域包括診療料
- ・ B001-2-11 小児かかりつけ診療料
- ・ B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料 1 ～ 3
- ・ B005-4 ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）  
B005 -5 ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅱ）
- ・ C000 強化型支援診療・支援病における「在宅緩和ケア充実診療所・病院加算」
- ・ C000 往診料の「介護保険施設等連携往診加算」
- ・ C001 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）・C001-2 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）・及び  
C003 在宅がん医療総合診療料の「在宅医療 DX 情報活用加算」
- ・ C002 在宅時医学総合管理料・C002-2 施設入居時等医学総合管理料の「在宅医療情報連携加算」
- ・ C005 在宅患者訪問看護・指導料・C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料の「訪問看護医療 DX 情報活用加算」、I012 精神科訪問看護・指導料の「訪問看護医療 DX 情報活用加算」
- ・ D282-3 コンタクトレンズ検査料 1 ～ 4
- ・ F100 処方料の「外来後発医薬品使用体制加算」1 ～ 3
- ・ F400 処方箋料の「一般名処方加算」1 及び 2
- ・ I002 通院・在宅精神療法の「早期診療体制充実加算」
- ・ 手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術（入院点数は 4 面に掲載）

### 【歯科】施設基準や算定要件によりウェブサイト掲載が必要な項目

- ・ A000 歯科初診料の注 1（歯初診）
- ・ A000 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ A000 初診料の「歯科外来診療医療安全対策加算」1 及び 2
- ・ A000 初診料・A002 再診料の「医療情報取得加算」
- ・ A000 初診料の「医療 DX 推進体制整備加算」
- ・ C000 歯科訪問診療料の「在宅医療 DX 情報活用加算」
- ・ C001-3 歯科疾患在宅療養管理料・C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料・C001-6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の「在宅歯科医療情報連携加算」
- ・ F100 外来後発医薬品使用体制加算 1 ～ 3
- ・ F400 処方箋料の「一般名処方加算」1 及び 2
- ・ M029 有床義歯修理、M030 有床義歯内面適合法の有床義歯内面的合法の「歯科技工加算」1 及び 2

### 現在グループ保険に加入中の方へ書類提出のお願い

県保険医協会が運営している生命保険「グループ保険」は、2025 年 8 月 1 日をもって「保険医厚生会」が運営する新たな「グループ保険」に移行します。グループ保険にご加入中の方には、移行に伴い同意をいただく必要がございます。**3 月 10 日に加入内容印字済みの加入申込書兼告知書**を発送しています。加入内容の変更の有無にかかわらず（現在の加入内容で良い場合も）、申込日の欄を記入、同意印を押印のうえ長野県保険医協会へ返送をお願いします。

### 書類の提出締切：2025 年 5 月 15 日

【高校一年生】昨年末、元生徒会長 N 君の呼びかけで高校時代の同級会が催された。昭和 46 年松本深志高校 1 年 4 組に入学した仲の良かった数人の集まりである。話題は高校に入学して一番印象に残っている授業についてであった。◆F 君はあこがれの Y さんとお花見に行った T 先生の英語の授業が一番思い出に残っていると語った。Y さんが可愛かっただけで、英語の授業が良かったわけではない。70 歳のお爺さん達はこの話で大いに盛り上がったが、お花見も含め F 君以外は誰も覚えていなかった。◆私は藤岡筑郎先生の現代国語の授業が印象に残っている。題材は小林秀雄の実存主義についての評論であった。先生は「実存主義とは何ぞや」と中学校を卒業したばかりの私たちに質問を投げかけた。「実存は本質に先立つ」というサルトルが提唱した難解な哲学である。高校 1 年生に答えられるわけではない。先生はカミュのシジフォス神話を引用された。シジフォスは神を欺いた罪でゼウスから巨岩を山の頂まで運ぶことを命じられ、頂上まで上げると石が転がり落ち、再び石を上げる、彼はこれを永遠に繰り返すという話である。目標はあるものの、無益で希望のない労働を繰り返すシジフォス、先生はこの生き方が実存主義であると教えて下さった。難関の国立大学医学部を目指していた私には共感できる生き方であり、印象に残る授業であった。ただこの授業は私以外誰も覚えていなかった。◆M 君はやはり筑郎先生のマルセル・プルーストについての授業を上げ、プルーストを理解するため京大の仏文科に入学した。この授業も M 君以外は誰も覚えていなかった。同級生と話をして、当時を懐かしむとともに、思い出は夫々異なるものの、高校 1 年生なのにレベルの高い授業を受けていたのだと感じている。（F・Y）

